

大規模小売店舗立地法に基づく意見書の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項および第 2 項の規定により意見書の提出がなされたので公告する。

平成 20 年 7 月 2 日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

1 大規模小売店舗の名称および所在地

(仮称)イオンモール草津

草津市新浜町 193 番 2 ほか 250 筆

2 提出された意見の概要

(1) 草津市からの意見

ア 現在住居が隣接する部分については、付近住民と十分調整のうえ、騒音対策を行うこと。また、隣接地付近にて将来民家等が建った場合も、同様に対応すること。

イ 届出書や開発協議で示された交通対策について、関係機関、道路管理者等と十分協議し、生活道路への進入や交通渋滞が生じないように、来店車の誘導、交差点改良など、必要な措置を講ずること。その上で、なお慢性的な交通渋滞等が生じた場合は、開発許可条件に基づき、渋滞解消のため誠意をもって、有効かつ適切な対策を講ずること。その際、近接している大津市域についても同様に誠意をもって対処すること。なお、これらの対策は、交通誘導員の配置等、開店後にしか実施できない対策を除き、開店前までに確実に実施すること。

ウ 大規模な集客施設には不特定多数の人々が集うことから、事故や犯罪が起こる可能性があり、駐車場も含め店内の死角等に多数の防犯カメラの設置、有害図書の販売自粛、危険遊具の販売自粛、営業時間中の警備員の常駐警備・巡回、見通しや明るさの確保、夜間の施錠等を確実に実施すること。これらの対策や開発協議の中で示された対策に基づき、防犯や環境への配慮を行うこと。

エ 青少年の健全育成の見地から、可能な限り深夜営業を自粛すること。

オ 既に締結している「地域貢献に関する覚書」に基づき、本市及び関係者と十分協議の上、開店前までに各協定書を締結すること。

(2) 大津市からの意見

ア 交通渋滞対策について

(ア) 誘導計画ルートである主要地方道大津守山近江八幡線は歩道の未整備区間があり混雑度も著しいため、入退店車両の誘導を計画通りの確に実施することは現実的ではなく、他ルートの渋滞も予想されることから、下記に示す対策の実施について本市と協議するよう指導されたい。

(仮称)琵琶湖養育院病院南東交差点の北流入部における右折レーン設置

(仮称)琵琶湖養育院病院南東交差点の東流入部における右折レーン延長

大萱六交差点の東流入部における左折レーンの設置

(イ) 交通処理計画については、来客車両や搬入車両は店舗敷地内で処理することとし、開店時等の来客車両の集中が予想される場合には敷地外に臨時駐車場を設けるなど適切に交通処理するよう指導されたい。

(ウ) 誘導計画ルートの混雑により、当該計画地周辺の住宅地内の道路へ進入する車両が生ずることについて地域住民の不安が高まっていることから、具体的対策について地域住民に説明し理解を得るとともに、開店後、周辺の住宅地内の道路へ進入する車両が発生した場合には、本市及び関係機関と協議のうえ、改

めて対策を講じるよう指導されたい。

- (イ) 開店後に予想を上回る著しい交通渋滞の発生が認められる場合は、改めてその対策について本市及び関係機関と協議するよう指導されたい。
- (オ) 交通渋滞対策、地球環境問題への対応等の観点からも、路線バスの新設・増便等、公共交通の積極的な活用の実現について指導されたい。

イ 交通安全対策について

当該計画地の周辺道路は、児童・生徒の通学路及び周辺地域住民の生活道路として多くの住民が利用している。入退店車両の増加により付近住民や歩行者の安全が確保されないことが懸念されることから、事業者が生活道路と位置づけている道路以外の周辺道路についても交通整理員を配置するなど、十分な交通安全対策を講ずるよう指導されたい。

ウ 青少年の健全育成及び防犯対策について

当該店舗の事業規模や営業時間が深夜に及ぶことなどから青少年に対する影響や犯罪の発生が懸念されるため、事業者においては、滋賀県青少年の健全育成に関する条例や大津市生活安全条例等の趣旨及び内容を十分考慮した上で、本市域の地域住民や関係団体との連携を密にし、青少年健全育成や防犯対策の観点から積極的かつ具体的な取組を実践されるよう指導されたい。

また、地域住民や関係団体が行う安全・安心に関する諸活動に、事業者の責務として積極的に協力されるよう指導されたい。

エ 景観への配慮について

本市は景観法に定める景観行政団体として主体的に景観づくりに取り組んでおり、事業者等に琵琶湖の自然景観との調和を求めている。

当該計画は、琵琶湖や対岸からの眺望に対して大きな影響を与えると考えられるため、琵琶湖の自然景観を活かした景観づくりに配慮・協力するよう指導されたい。

オ 地域との連携・協働について

大規模小売店舗立地法第4条に基づき公表されている「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」の序文や、日本チェーンストア協会が策定した「地域商業者等との連携・協働のためのガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)に示されているとおり、大型店が自主的かつ積極的に地域づくりやまちづくりに参画し、具体的な取組を通じて社会的責任を果たすことが強く期待されている。

このような背景を踏まえ、当該店舗においては、特にガイドラインの「3. 実効性を高めるための具体的行動事例」を實踐され、草津市域だけでなく、隣接する本市域においても、関係行政機関をはじめ、地域住民や商工会議所・商工会・商店街等の経済団体と相互に連携・協働し、地域経済の活性化やまちづくりに関して共存共栄するために積極的な対応をされるよう指導されたい。

カ その他

- (ア) 店舗開設にあたり、時期や内容等について地域住民等に対し、適時、十分な周知を行うよう指導されたい。
- (イ) 地域住民等の意見や本市関係各課から提出された別紙意見について、誠意をもって対応するよう指導されたい。
- (ウ) 今後も当該店舗が周辺地域の生活環境に与える影響を継続して調査するとともに、開店後の状況変化に的確に対応するため本市と定期的な協議の場を設けるよう指導されたい。

また、周辺地域の生活環境に影響を及ぼす場合には、その適切な対策について本市および地域住民等と誠意を持って協議・対応されることを指導されたい。

(3) 地域住民等からの意見

ア 交通問題について

- (ア) 届出書記載の交通量予測調査日が古いため、正確なデータとして認められない。再調査の上、立地後の交通流動を予測し、対応策を評価していただきたい。
- (イ) 周辺道路の渋滞によって車両が生活道路へ進入し住宅地内の安全が脅かされるため、警備員配備等その対応策についても示すよう指導されたい。
- (ウ) 交通渋滞により、火災・救急などの非常時の緊急車両の通行に影響が出ることが懸念されるため、その対策を審議されたい。
- (エ) 当該周辺地域は、すでにいくつもの大規模小売店舗が立地し、周辺道路は現在でも県内の代表的な渋滞地域である。また、当該店舗に隣接する大津市には「フォレオ大津一里山」が進出する予定であり、交通渋滞の一層の激化が懸念され、その対策を求められたい。
- (オ) 当該店舗の開店に伴う来客車両の増加は、交通渋滞が恒常的に生じている国道1号をはじめ、湖周道路、浜街道等とそれらの交差点にも深刻な影響を及ぼすことが考えられるため、その対策を講じられたい。
- (カ) 相当数の搬入車両が入出庫することが予想されるが、敷地外の近隣道路に不法駐車することのないよう待機場所の確保について十分対応されたい。
- (キ) 店舗への進入等出入口の混雑回避と歩行者の安全確保のために、警備員の十分な配置による交通整理をお願いしたい。
- (ク) 交通問題をはじめ、多くの深刻な課題に対して、広域的な視点で生活環境の確保等に対する具体的な対策をしていただきたい。

イ 騒音問題について

- (ア) 夜中までの営業は、周辺の騒音が心配されるので、やめていただきたい。
- (イ) 当該地周辺には、小学校などの教育施設、病院や特別養護老人ホームなどの医療・福祉施設があり、来退店車両による渋滞・騒音・排気ガスなどによる環境保持、静穏保持のための対策を講じられたい。

ウ その他

- (ア) 夜中の照明が琵琶湖の生態系に悪影響を及ぼす他、交通量の増加により排気ガス公害、地球温暖化の加速等につながると思われるので、営業時間の短縮や渋滞解消対策をしていただきたい。
- (イ) 緑化環境整備は交通渋滞が起きる範囲にまでなされてこそ、環境への配慮であると考えられる。敷地周辺道路沿いだけでなくとどまらず、周辺地域への緑化を進められたい。
- (ウ) 開店後に起こる問題や被害に対して、住民の申出先が分かるよう、県や市にも対策本部を設置し、細かい実被害に対応できるようにしていただきたい。
- (エ) 届出書において、年末やセール時期における生活環境保持の措置についての説明が不十分であるため、対応策を示していただきたい。また、示された実効ある措置が継続的かつ着実に行われるためにも、地元自治会等との協定締結を求めていただきたい。
- (オ) 地震等の災害時には、避難場所および物品の提供等、地元自治会とも協議し、地域貢献されるよう努めていただきたい。
- (カ) 当計画によると、営業時間が深夜0時となっており、加えてアミューズメント施設の併設など、深夜における若年層の集客が予想されることから、犯罪、青少年の非行の誘発につながり、周辺地域の治安の悪化が懸念されるため、営業時間を午後10時までとすることが望ましい。営業時間の見直しを強く要請するとともに、警備員の巡回等徹底した治安対策に取り組まれたい。
- (キ) 高齢社会では歩いて暮らせるまちが必要であり、地元商店がなくなれば日常生活にも支障をきたすと思われる。既存のまちの衰退に影響を与えないよう徹底審

議をされたい。

3 提出された意見の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1-1

滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 大津市京町四丁目 1-1

南部振興局総務振興部地域振興課 草津市草津三丁目 14-75

草津市産業建設部商工観光労政課 草津市草津三丁目 13-30

大津市産業観光部産業政策課 大津市御陵町 3-1

(2) 縦覧期間 平成 20 年 7 月 2 日から平成 20 年 8 月 4 日まで